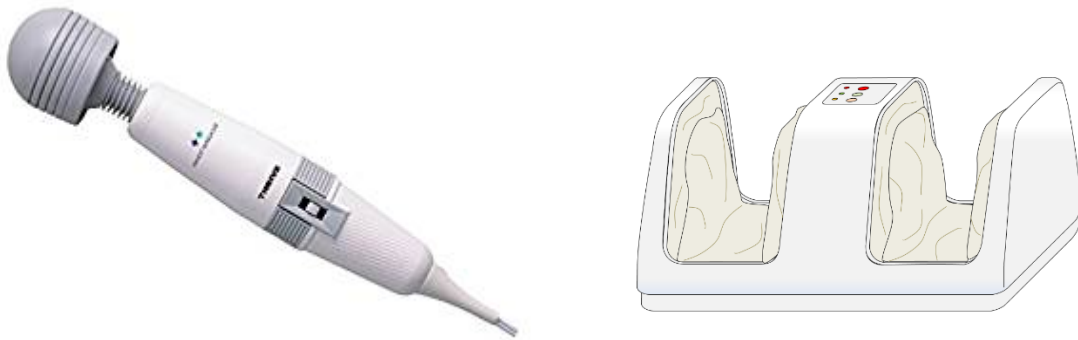




## 102 電気マッサージ器

定格電圧が 100V 以上 300V 以下及び定格周波数が 50Hz 又は 60Hz のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。

【一般呼称の例】：マッサージ器、フットマッサージャー、マッサージチェアなど



あん摩マッサージ及びそれに類似する目的で使用するものをいう。なお、効果効能を謳うものは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の対象にもなる。(範囲等の解釈 二六(七))

【混同しやすい電気用品】

指圧代用器

【過去の対象・非対象事例】

電動力を用いて駆動する振動台を有し、身体に局所的な振動を加えることによりマッサージ効果（血行促進、筋肉を解す、筋肉疲れ緩和、疲労回復等）を想定する運動器具は、「電気マッサージ器」で対象として扱う。（出典：振動台を有する運動器具（振動台を用いた運動器具の対非について） 平成 20 年 4 月 21 日製品安全課）